

議案第46号

北本市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について

北本市重度心身障害者医療費支給条例の一部を次のように改正する。

平成26年9月2日 提出

北本市長 石津賢治

北本市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

北本市重度心身障害者医療費支給条例（昭和58年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「に規定する」を「第15条第4項の規定により」に改め、同項第2号中「県の療育手帳制度に基づく」を「埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）第4条第2項の規定により」に、「同制度で規定する「㊤」、「A」又は「B」」を「同告示第3条第2項に規定する㊤、A又はB」に改め、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「別表で」を「別表に」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級の障害を有するもの

第3条第1項第2号中「のぞみの園」を「独立行政法人国立重度知的

障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に改め、同条第2項第3号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 重度心身障害者になった年齢が65歳以上の者（前条第1項第4号又は第5号に該当する重度心身障害者であって、65歳に達する日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表に定める程度の障害の状態にあり、その旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合又は市長の認定を受けたものを除く。）

第4条ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる一部負担金については、助成金を支給しない。

- (1) 税の未申告その他の対象者の責めに帰すべき事由により生じた過分の一部負担金
- (2) 第2条第1項第3号に該当する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項第3号の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の北本市重度心身障害者医療費支給条例（以下「新条例」という。）第3条第2項第4号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項に規定する重度心身障害者になった者について適用し、施行日前に改正前の北本市重度心身障害者医療費支給条例第2条第1項に規定する重度心身障害者になった者については、なお従前の例による。

3 新条例第4条の規定は、施行日以後の診療に係る助成金の支給について適用し、施行日前の診療に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

議案第46号参考資料

北本市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該身体障害者手帳を所持していない者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級、2級又は3級の障害を有するもの</u></p> <p>(2) <u>県の療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該療育手帳を所持していない者で、同制度で規定する「A」、又は「B」の障害を有するもの</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該身体障害者手帳を所持していない者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級、2級又は3級の障害を有するもの</u></p> <p>(2) <u>埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）第4条第2項の規定により療育手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該療育手帳を所持していない者で、同告示第3条第2項に規定するA、A又はBの障害を有するもの</u></p> <p>(3) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者</u></p>

(3) 65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表で定める程度の障害の状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けているもの

(4) 略

2・3 略

(対象者)

第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 略

(2) 北本市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等、指定医療機関又はのぞみ

で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級の障害を有するもの

(4) 65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けているもの

(5) 略

2・3 略

(対象者)

第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 略

(2) 北本市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行

の園に入所、入院又は入居している者（共同生活援助を行う住居への入居者を含む。）

(3)～(10) 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

(1)・(2) 略

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(医療費助成金)

第4条 市は、対象者に係る医療の一部負担金について、対象者に助成金を支給するものとする。ただし、税の未申告

政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所、入院又は入居している者（共同生活援助を行う住居への入居者を含む。）

(3)～(10) 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

(1)・(2) 略

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(4) 重度心身障害者になった年齢が65歳以上の者（前条第1項第4号又は第5号に該当する重度心身障害者であって、65歳に達する日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表に定める程度の障害の状態にあり、その旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合又は市長の認定を受けたものを除く。）

(医療費助成金)

第4条 市は、対象者に係る医療の一部負担金について、対象者に助成金を支給するものとする。ただし、次に掲げる

<p><u>その他の受給者の責により過分の自己負担があるときは、その額につき助成金の対象としない。</u></p>	<p><u>一部負担金については、助成金を支給しない。</u></p> <p>(1) <u>税の未申告その他の対象者の責めに帰すべき事由により生じた過分の一部負担金</u></p> <p>(2) <u>第2条第1項第3号に該当する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金</u></p>
---	---